

府子本第536号
元文科初第791号
子発0930第1号
令和元年9月30日

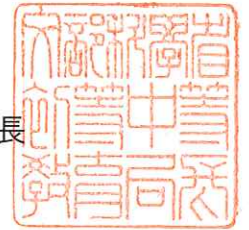
各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長



(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局長



(印影印刷)

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について

特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）により行われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から適用することとしたので通知する。ただし、令和元年9月30日以前の費用の額の算定については、なお従前の例によることとする。

都道府県知事におかれては、管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。